

「公社等外郭団体関与指針細則の一部改正」の概要

総務部総務課

1 改正の趣旨

県では、公社等外郭団体に共通して指導する内容や支援する場合の考え方などの関与のルールを定めた「公社等外郭団体関与指針」（以下「指針」という。）を定め、指針第6の規定により、指針の施行に関して必要な事項を「公社等外郭団体関与指針細則」（以下「細則」という。）として定めています。

今般、指針第3に基づき細則3に定める関与対象法人に一部変更があったことから、細則の一部改正を行ったものです。

2 改正内容

【改正項目】

細則「3 公社等外郭団体に該当する法人」の「(1) 資本金等に占める県の出資又は出捐の割合が4分の1以上の法人」から「社会福祉法人千葉県社会福祉事業団」を削除した。

【理由】

社会福祉法人千葉県福祉事業団は、管理施設の廃止に伴い令和5年3月に解散、令和6年1月に清算結了登記が完了し、法人格が消滅したため。

3 施行期日 令和6年3月15日